

蒲郡市地域活動推進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域活動推進のため蒲郡市地域活動推進奨励金（以下「奨励金」という。）を蒲郡市総代連合会に対し交付することに関し、蒲郡市補助金等交付規則（昭和38年蒲郡市規則第17号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(奨励金交付の目的及び用途)

第2条 奨励金は、地域社会において住民相互の良好な関係を構築するに資する地域的な共同活動を行う事業（以下「地域活動事業」という。）の財源とし、地域活動の推進を図ることを目的として交付する。

2 奨励金は前項の目的以外に使用してはならない。

(奨励金の交付基準等)

第3条 交付する奨励金の総額（以下この条において「総額」という。）は年額44,450千円とし、蒲郡市総代連合会より各常会（駐在区）又は総代区へ交付される金額は、各常会（駐在区）の世帯割額、人数割額及び残額均等分配額の合計額とする。ただし、予算措置がなされない場合は、この限りでない。

2 世帯割額は総額の7割の額とし、当該年度4月1日現在の各常会（駐在区）の世帯数に応じ按分するものとする。

3 人数割額は総額の3割の額とし、当該年度4月1日現在の各常会（駐在区）の人数に応じ按分するものとする。

4 前2項における世帯数及び人数は、蒲郡市総代連合会が用いる基準による算定世帯数及び算定人数とする。

5 前3項の規定により算出した各常会（駐在区）の世帯割額及び人数割額の合計額が42万円を超える場合は、当該常会（駐在区）の交付金額は42万円とする。

6 前4項の規定により算出した全常会（駐在区）の世帯割額及び人数割額の合計額が総額に満たない場合は、その残額を42万円に達していない常会（駐在区）に残額均等分配額として均等に配分する。この場合において、各常会（駐在区）の世帯割額、人数割額及び残額均等分配額の合計額が42万円を超える場合は、当該常会（駐在区）の交付金額は42万円とし、前段と同様の手続き

を行い、42万円を超える常会（駐在区）が無いように整理するものとする。

7 前5項の規定により算出した常会（駐在区）の世帯割額、人数割額及び残額均等分配額の合計額に100円未満の額が生じた場合は、10円単位を四捨五入する等により整理するものとする。

（交付対象期間）

第4条 奨励金の交付対象期間は、毎年度4月1日から翌年の3月31日までとする。

（交付申請）

第5条 蒲郡市総代連合会は、奨励金の交付を受けようとするときは、蒲郡市地域活動推進奨励金交付申請書（第1号様式。次条において「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 市長は、交付申請書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当と認めたものについて蒲郡市地域活動推進奨励金交付決定通知書（第2号様式）により、交付決定するものとする。

（交付方法）

第7条 市長は、当該年度の8月末日までに、奨励金の全部を前金により交付する。

2 蒲郡市総代連合会は、第3条の規定により算定した各常会（駐在区）別の奨励金をそれぞれの常会（駐在区）又は総代区に速やかに配分するものとする。

（実績報告）

第8条 蒲郡市総代連合会は、蒲郡市地域活動推進奨励金実績報告書（第3号様式。以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 実績報告書の提出期限は、当該年度終了後60日以内とする。

（確定通知）

第9条 市長は、実績報告書を受理した場合において、当該実績報告書の内容の審査を行う等により、当該報告に係る事業の成果が交付目的の内容に適合すると認めるときは、奨励金の額を確定し、蒲郡市総代連合会に蒲郡市地域活動推進奨励金確定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

（取消）

第10条 市長は、蒲郡市総代連合会が地域活動事業に関して法令、条例、規則又

は本要綱の規定に違反したときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 前項の規定は、奨励金の額の確定があった後においても適用する。

(返還)

第11条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、地域活動事業の当該取消に係る部分に関し、期限を定めて、奨励金の返還を命じなければならない。

(奨励金の経理)

第12条 蒲郡市総代連合会は、常会（駐在区）又は総代区ごとの当該年度の活動報告書及び決算報告書を整備し、かつ、これらの書類を当該年度の終了後5年間保存しなければならない。

(調査等)

第13条 市長は、蒲郡市総代連合会对し、地域活動事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができる。

2 市長は、地域活動事業の実施年度終了後においても、蒲郡市総代連合会对し、当該地域活動事業に関し必要な報告を求め、又は調査することができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(蒲郡市地域活動奨励金交付要綱の廃止)

2 蒲郡市地域活動奨励金交付要綱（平成8年4月1日施行）は、廃止する。

(経過措置)

3 平成29年度から平成32年度までにおいては、奨励金の額は、附則別表に定める常会（駐在区）ごとの金額を用いて、次のように算定するものとする。ただし、常会（駐在区）の合併・分割等があった場合は当該常会（駐在区）の附則別表に定める金額について蒲郡市総代連合会長と協議し、金額を決定するものとする。

(1) 平成29年度においては、常会（駐在区）ごとに第3条の規定に基づいて算出した金額の5分の1の金額と附則別表に定める当該常会（駐在区）の金額の

5分の4の金額の合計額とする。

- (2) 平成30年度においては、常会（駐在区）ごとに第3条の規定に基づいて算出した金額の5分の2の金額と附則別表に定める当該常会（駐在区）の金額の5分の3の金額の合計額とする。
- (3) 平成31年度においては、常会（駐在区）ごとに第3条の規定に基づいて算出した金額の5分の3の金額と附則別表に定める当該常会（駐在区）の金額の5分の2の金額の合計額とする。
- (4) 平成32年度においては、常会（駐在区）ごとに第3条の規定に基づいて算出した金額の5分の4の金額と附則別表に定める当該常会（駐在区）の金額の5分の1の金額の合計額とする。

（検討）

- 4 この要綱の施行後5年を経過した場合において、この要綱の施行状況について検証及び検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、令和 3年 1月 15日から施行する。

附則別表（附則第3項関係）

常会	金額
山神	51,100
丹野	115,500
産子山	207,200
西島	145,600
川屋敷	67,200
上島笹子	183,400
中島	124,600
大門	94,500
向山	172,200
南向山	153,300
大塚団地	63,000
丸山住宅	65,800
十能	420,000
東講	123,900
西講	123,900
白岩	91,700
長尾	91,700
平原	388,500
東1	229,600
東2	237,300
東3	153,300
東5	332,500
東6	323,400
松1	320,600
松2	93,800
松3	93,100
松4	67,200
松5	83,300
松6	219,100
松7	267,400
上1	256,200
上3	220,500
上4	144,200
上5	195,300
上6	175,000
上7	240,100
上8	259,700
上9	168,700
上10	149,100
西	150,500
中3	98,000
中4	117,600
浜	264,600
中7	105,000
中9	147,700
権現	122,500
北1	203,000
北3	180,600
北5	186,900
北6	172,200
北7	166,600
北8	168,000

常会	金額
北9	273,700
西1	149,800
西2	150,500
西3	176,400
西4	102,300
西5	232,400
西6	299,600
西7	302,400
西8	196,600
長筵	420,000
東府相	420,000
赤羽根	308,000
浜家	399,000
東松原	259,000
西松原	318,500
住吉町	95,900
一木町	266,000
天王町	420,000
第一薬師	212,100
東小江	205,100
大和町上	142,800
大和町下	118,300
海岸	353,500
栄町	329,000
犬飼	340,200
西廓1	274,400
西廓2	153,300
第一西町	220,500
第二西町	333,900
吉光上	163,100
吉光下	326,200
大成1	168,700
大成2	302,400
大宮	270,900
馬場	221,200
堀込	199,500
西新井形	324,800
東廓1	337,400
東廓2	251,300
東町1	243,600
東町2	277,200
蒲形1	172,900
蒲形2	178,500
蒲形3	263,200
蒲形4	228,900
緑町1	191,100
緑町2	282,100
旭町	380,800
新井形町	270,200
下形	420,000
白山	273,700
中村	455,000

常会	金額
上組	417,900
迫	225,400
五井	284,200
平田	420,000
下り島1	123,200
下り島2	311,500
上り島	221,200
東脇島1	262,500
東脇島2	224,000
橋詰	217,700
下清田	274,400
中岡	275,800
新屋	208,600
鉢地	9,800
坂本	196,700
神東	175,700
山本	262,500
門前	193,900
向山	315,000
柏原	296,800
川東1	225,400
川東2	301,000
川東3	352,800
川東4	223,300
竹谷町奥林	420,000
竹谷町松田	277,200
竹谷町区1	420,000
竹谷町区2	420,000
西迫	200,900
拾石1	358,400
拾石2	420,000
拾石3	481,600
鹿島南	420,000
鹿島北	219,100
鹿島東	244,300
音羽1	178,500
音羽3	173,600
音羽4	125,300
音羽5	93,800
中本町1	166,600
中本町2	149,800
中本町3	137,200
片町1	166,600
片町2	88,200
港町1	123,900
港町2	193,200
港町3	191,100
石橋	246,400
戸甫井	252,700
上松	255,500
中畑1	249,900
中畑2	126,700

常会	金額
御嶽	86,100
北森	315,700
南森	231,700
湿見	223,300
中屋敷	123,200
鹿末	237,300
下市	88,200
江川	190,400
春日浦	178,500
前野西	186,900
前野東	233,100
平谷	420,000
市場	333,200
辻	296,100
金上	305,200
金中	420,000
金下1	264,600
金下2	221,200
一色	268,800
北浜1	101,500
北浜2	167,300
北浜3	160,300
北浜4	118,300
稻生1	190,400
稻生2	182,000
馬場1	213,500
馬場2	228,900
馬場3	242,200
馬場4	132,300
知柄1	244,300
知柄2	192,500
知柄3	186,900
知柄4	231,000
橋田1	184,800
橋田2	247,100
橋田3	270,200
龍田1	241,500
龍田2	225,400
龍田3	221,200
龍田4	353,500